

平成27年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 貸付金にかかる債権管理について
- 3 監査対象 市立四日市病院総務課
- 4 監査実施期間 平成27年12月22日から平成28年2月3日まで
- 5 監査結果報告 平成28年3月31日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【市立四日市病院総務課】

(1) 契約事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	
ア 就職準備資金借用証書において、収入印紙の消印漏れ。	【措置済】 平成28年 4月 1日 収入印紙の消印が漏れていたものについては、申請者に確認のうえ申請者に押印してもらった。今後は不備のない書類の提出を求め、受領時に十分確認し、不備のない適切な事務を執行するよう徹底を図った。
イ 就職準備資金借用証書において、証書の日付と貸付日の不整合。	【措置済】 平成28年 4月 1日 証書の日付と貸付日の不整合については、正しい日付を確認し、申請者に証書の日付を正しい日付に訂正してもらった。今後は不備のない書類の提出を求め、受領時に十分確認し、不備のない適切な事務を執行するよう徹底を図った。

平成27年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 貸付金にかかる債権管理について
- 3 監査対象 市立四日市病院総務課
- 4 監査実施期間 平成27年12月22日から平成28年2月3日まで
- 5 監査結果報告 平成28年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【市立四日市病院総務課】

<p>(2) 滞納者への対応について 債権管理は公平性を第一に遂行するとともに、1件ごとに相手が異なるため、一人ひとりの生活状況などを十分に踏まえたうえで、丁寧な対応を心掛けること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月15日 現時点において滞納者は存在していないが、仮に滞納者が発生した場合には、公平性を第一に債権管理を遂行するとともに、滞納者の生活状況などを十分に配慮したうえで、丁寧な対応を心掛けることとしている。</p>
<p>(3) 債権管理の取組みについて ア 債権の確認について、対応に漏れないよう、滞納の有無にかかわらず、毎月末、半期ごとなど時期を決めて定期的に、また年度末には必ず、全件の確認を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月15日 債権の確認について、半期ごとに確認を行うとともに、年度末には全件の確認を行うこととしている。</p>
<p>ウ 決算との関連について、未収金の回収は地味で時間もかかるが、決算上の貸借対照表の借方を確定するものでもあり、非常に重要な仕事である。1円違って決算が違ってくることになることを十分認識しながら取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月15日 現時点において未収金は発生していないが、仮に未収金が発生した場合には、1円単位までしっかりと把握するよう努め、業務に取り組むこととしている。</p>
<p>(4) 体制づくりとサポートについて ア 所属長は、様々な業務を所管しているなか、効果的に滞納整理に取り組めるような体制づくりを行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月15日 現時点において滞納者は存在していないが、仮に滞納者が発生した場合には、担当業務を調整するなどして優先的に滞納整理に取り組めるよう体制づくりを行う。</p>
<p>イ 所属長は、定期的に個別債権ごとに進捗状況のチェックを行い、担当者をサポートすること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月15日 債権の確認について、半期ごとに確認を行うとともに、年度末には全件の確認を行うこととしている。また、担当者は主担当と副担当を決め、所属長としては担当者に対して適宜状況に応じた助言を行いサポートする。</p>

<p>(6) 滞納整理マニュアルについて 標準的な交渉の時期や回数を決めておくなど、より詳細なベース作りを行い、担当者がいつ、どのように動けば良いのかまで、より具体的にマニュアルに記載すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月15日 催告書の発送時期や回数等を記載したマニュアルを作成しているが、今後もより具体的で効果的なマニュアル改定に努める。</p>
<p>(7) 情報収集について 徴収する時機を逸することのないよう、継続して滞納者との接触を保つなど、常にアンテナを張りながら情報の収集に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月15日 現時点において滞納者は存在していないが、仮に滞納者が発生した場合においては、滞納者と綿密に連絡を取り合うなど、徴収する時機を逸することなく徴収できるように努める。</p>
<p>(9) 遅延利息の減免について 元金については、公平性の観点からも支払いを求めていく必要があるが、遅延利息については、元金を完納した後に免除することが可能かどうか、研究すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月15日 遅延利息については、条例により徴収するものと定め、返還を促すための心理的要因として必要と考えている。就職準備資金の対象者や貸付・滞納の状況等を鑑み、元金完納後に遅延利息を免除する必要はないと考えている。</p>